**平成２６年（フ）第１１０８号**
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目18番17―203号
債務者　小松　秀祐
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１１４号**
福岡県福津市光陽台３丁目７番地の３
債務者　曾我　　功
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１１７号**
福岡市中央区鳥飼１丁目４番28号
債務者　西田　平八
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１４０号**
福岡県古賀市千鳥２丁目23番７号
債務者　和田　桜子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１４４号**
福岡県宗像市城西ヶ丘１丁目７番地14
債務者　濱崎　敏則
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１８１号**
福岡県筑紫野市二日市北４丁目19番１号　タウニィ二日市202号
債務者　松本　祐子（旧姓寺戸）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１９４号**
福岡県古賀市米多比1522番地10
債務者　山内　道成
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２００号**
福岡県太宰府市観世音寺２丁目17番20―103号
債務者　山内　健二
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２０５号**
福岡県糸島市篠原西１丁目17番１―403号
債務者　原口きくよ
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２１７号**
福岡市中央区赤坂３丁目11番34号
債務者　松山　秀彦
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２２３号**
福岡市東区若宮３丁目21番10―105号
債務者　田島　　純
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２２９号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目61番地ヴィラウッディひいらぎ棟２号
債務者　園田　潤子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２３０号**
福岡市南区大楠２丁目23番32号
債務者　高井　昌己
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２３２号**
福岡市博多区美野島１丁目６番９号
債務者　泉　　巖光
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２４０号**
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央３丁目６番30号
債務者　大坪タミ子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２４１号**
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―304号
債務者　中野　俊文
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２４３号**
福岡市西区泉１丁目17番26号
債務者　安井八重子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２４５号**
福岡市博多区対馬小路４番１―301号
債務者　藤　　和夫
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部